

改 定 案

現 行

(表紙)

<p>宮代町人権施策実施計画 (令和5(2023)年度～令和9(2027)年度)</p> <p>宮 代 町</p>
--

(表紙)

<p>宮代町人権施策実施計画</p> <hr/> <p>宮 代 町</p>

(目次)

I 実施計画策定の方針	-----	1
II 計画の意義	-----	1
III 計画の期間	-----	1
IV 施策の体系	-----	2
V 実施計画		
1 教育の推進	-----	3
2 啓発の推進	-----	5
3 自立支援・交流促進	-----	<u>9</u>

(目次)

I 実施計画策定の方針	-----	1
II 計画の意義	-----	1
III 計画の期間	-----	1
IV 施策の体系	-----	2
V 実施計画		
1 教育の推進	-----	3
2 啓発の推進	-----	5
3 自立支援・交流促進	-----	<u>8</u>

宮代町人権施策実施計画 新旧対照表

改 定 案	現 行
<p>I 実施計画策定の方針</p> <p>本実施計画については、「<u>宮代町部落差別を解消するための行政の基本方針</u>」及び「<u>宮代町部落差別を解消するための同和教育の基本方針</u>」に基づいた施策（事業）を「宮代町人権施策推進本部」及び「宮代町人権教育推進協議会」を中心とし、全庁的・全町的な体制で、効果的に実施していくために策定するものです。</p> <p>なお、実施にあたっては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」及び「<u>埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例</u>」を尊重し、「<u>埼玉県人権施策推進指針（第2次改定）</u>」を踏まえることはもとより、「宮代町総合計画」及び「<u>宮代町人権施策推進指針</u>」との整合性を図りながら推進します。</p> <p>II 計画の意義</p> <p>人権施策の推進にあたっては、全庁的・全町的に取り組む必要があり、我が国固有の人権問題である、<u>部落差別</u>をはじめとする様々な人権問題の解決に向け、各事業を実施しています。</p> <p>本実施計画は、人権施策を継続的に推進し、人権意識の高揚を図るための具体的事業を<u>部落差別解消</u>の視点から取りまとめたものです。</p> <p>なお、新たな事業が発生した場合には、関係機関等との連携を図り必要に応じて見直しを行います。</p> <p>III 計画の期間</p> <p><u>令和3年度</u>に改定された「<u>埼玉県人権施策推進指針（第2次改定）</u>」では、目標年次を「概ね10年間を見通したもの」としていることに鑑み、地域に密着した人権施策を推進する本町としましては、「差別の現実から学ぶ」を基本とし、より細かく積極的に施策を推進するために、本実施計画の期間を<u>令和5年度から令和9年度</u>までの5年間と定めたものです。</p> <p>なお、計画期間内であっても、より効果的な施策の推進が図れると認められる場合には、適宜に見直しを行います。</p>	<p>I 実施計画策定の方針</p> <p>本実施計画については、「<u>宮代町同和行政の基本方針</u>」及び「<u>宮代町同和教育の基本方針</u>」に基づいた施策（事業）を「宮代町人権施策推進本部」及び「宮代町人権教育推進協議会」を中心とし、全庁的・全町的な体制で、効果的に実施していくために策定するものです。</p> <p>なお、実施にあたっては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」_____を尊重し、「<u>埼玉県人権施策推進指針</u>」を踏まえることはもとより、「宮代町総合計画」及び「【改定】<u>宮代町人権施策推進指針</u>」との整合性を図りながら推進します。</p> <p>II 計画の意義</p> <p>人権施策の推進にあたっては、全庁的・全町的に取り組む必要があり、我が国固有の人権問題である、<u>同和問題</u>をはじめとする様々な人権問題の解決に向け、各事業を実施しています。</p> <p>本実施計画は、人権施策を継続的に推進し、人権意識の高揚を図るための具体的事業を<u>同和問題解決</u>の視点から取りまとめたものです。</p> <p>なお、新たな事業が発生した場合には、関係機関等との連携を図り必要に応じて見直しを行います。</p> <p>III 計画の期間</p> <p><u>平成23年度</u>に改定された「<u>埼玉県人権施策推進指針</u>_____」では、目標年次を「概ね10年間を見通したもの」としていることに鑑み、地域に密着した人権施策を推進する本町としましては、「差別の現実から学ぶ」を基本とし、より細かく積極的に施策を推進するために、本実施計画の期間を<u>平成30年度から平成34年度</u>までの5年間と定めたものです。</p> <p>なお、計画期間内であっても、より効果的な施策の推進が図れると認められる場合には、適宜に見直しを行います。</p>

宮代町人権施策実施計画 新旧対照表

改定案										現行											
項目	事業名	担当課	埼玉 共同	事業内容	実施年度					備考	項目	事業名	担当課	埼玉 共同	事業内容	実施年度					備考
					令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度							平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
	⑦ 宮代町人権作文発表会の実施	教育推進課		児童・生徒、保護者、その他一般町民の人権意識の高揚を図ることを目的に実施する。	○	○	○	○	○		⑦ 宮代町人権作文発表会の実施	教育推進課		児童・生徒、保護者、その他一般町民の人権意識の高揚を図ることを目的に実施する。	○	○	○	○	○		
	⑧ 小・中学校人権教育授業研究会	教育推進課		教育委員会と学校が連携し、一人ひとりを大切に授業の展開、児童・生徒の人権意識の向上を目的とした人権教育授業研究会を実施する。	○	○	○	○	○		⑧ 小・中学校人権教育授業研究会	教育推進課		教育委員会と学校が連携し、一人ひとりを大切に授業の展開、児童・生徒の人権意識の向上を目的とした人権教育授業研究会を実施する。	○	○	○	○	○		
	⑨ 宮代町子ども人権講座	教育推進課		町内小学生を対象に、人権意識・人権感覚の高揚を目的としたワークショップ等を実施する。	○	○	○	○	○		⑨ 宮代町子ども人権講座	教育推進課		町内小学生を対象に、人権意識・人権感覚の高揚を目的としたワークショップ等を実施する。	○	○	○	○	○		
	⑩ 「人権教育指導資料」の作成・配布	教育推進課		埼玉地区人権教育推進協議会で実施した実践授業を基に作成した実践事例集「人権教育指導資料」を小・中学校に配布し、人権教育の授業実施の一助とする。	○	○	○	○	○	年1回 作成	⑩ 「人権教育指導資料」の作成・配布	教育推進課		埼玉地区人権教育推進協議会で実施した実践授業を基に作成した実践事例集「人権教育指導資料」を小・中学校に配布し、人権教育の授業実施の一助とする。	○	○	○	○	○	年1回 作成	
(2) 社会教育事業	① 人権教育教材の提供	教育推進課		人権問題の正しい理解と認識を深めるため、各種団体等に人権教育啓発ビデオの貸し出しを行う。	○	○	○	○	○		(2) 社会教育事業	① 人権・同和教育教材の提供	教育推進課		人権問題の正しい理解と認識を深めるため、各種団体等に人権教育啓発ビデオの貸し出しを行う。	○	○	○	○	○	
	② 広域的な人権教育研修会等への参加	教育推進課		人権に対する正しい理解と認識を深めるため各種研修会等への参加を図る。	○	○	○	○	○		② 広域的な人権教育研修会等への参加	教育推進課		人権に対する正しい理解と認識を深めるため各種研修会等への参加を図る。	○	○	○	○	○		
	③ 埼玉地区人権教育指導者研修会	教育推進課		人権教育指導者の資質の向上を図り、各市町における人権教育の一層の推進を目的とする。	○	○	○	○	○		③ 埼玉地区人権教育指導者研修会	教育推進課		人権教育指導者の資質の向上を図り、各市町における人権教育の一層の推進を目的とする。	○	○	○	○	○		
	④ 東部地区人権教育実践報告会	教育推進課	○	「人権尊重社会を目指す県民運動」の一環として、人権教育の実践交流の場を提供し、人権教育の充実を図る。 ・人権作文発表、分科会	○	○	○	○	○		④ 東部地区人権教育実践報告会	教育推進課	○	「人権尊重社会を目指す県民運動」の一環として、人権教育の実践交流の場を提供し、人権教育の充実を図る。 ・人権作文発表、分科会	○	○	○	○	○		
	⑤ 「埼玉人権教育」の作成・配布	教育推進課	○	埼玉地区人権教育推進協議会で作成した「埼玉人権教育」を小・中学校、各種公共団体に配布し、人権教育の推進を図る。	○	○	○	○	○	年1回 発行	⑤ 「埼玉人権教育」の作成・配布	教育推進課	○	埼玉地区人権教育推進協議会で作成した「埼玉人権教育」を小・中学校、各種公共団体に配布し、人権教育の推進を図る。	○	○	○	○	○	年1回 発行	
	⑥ 埼玉地区人権施策推進協議会	教育推進課	○	人権教育の推進を図り、埼玉地区における部落差別をはじめとする様々な人権問題の解決に寄与し、明るい地域社会をつくることを目的とする。	○	○	○	○	○		⑥ 埼玉地区人権施策推進協議会	教育推進課	○	人権教育の推進を図り、埼玉地区における同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に寄与し、明るい地域社会をつくることを目的とする。	○	○	○	○	○		

宮代町人権施策実施計画 新旧対照表

改定案										現 行											
2 啓発の推進										2 啓発の推進											
項目	事業名	担当課	埼玉共同	事業内容	実施年度					備考	項目	事業名	担当課	埼玉共同	事業内容	実施年度					備考
					令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度							平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
(1)啓発事業	① 宮代町人権問題合同研修会	総務課 教育推進課		職員・教職員等の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため開催する。	○	○	○	○	○		① 宮代町人権問題合同研修会	総務課 教育推進課		職員・教職員等の同和問題に対する正しい理解と認識を深めるため開催する。	○	○	○	○	○		
	② 啓発物品の作成・配布	総務課 教育推進課		人権意識の高揚と正しい理解を啓発する。	○	○	○	○	○		② 啓発物品の作成・配布	総務課 教育推進課		人権意識の高揚と正しい理解を啓発する。	○	○	○	○	○		
	③ 「人権それは愛」町広報掲載等	総務課 教育推進課	○	人権意識の高揚を目的として、広報紙やホームページに掲載する。また、広報に掲載している「人権それは愛」の年度縮刷版を作成し、公共施設に啓発チラシとして設置する。	○	○	○	○	○		③ 「人権それは愛」町広報掲載等	総務課 教育推進課	○	人権意識の高揚を目的として、広報紙やホームページに掲載する。また、広報に掲載している「人権それは愛」の年度縮刷版を作成し、公共施設に啓発チラシとして設置する。	○	○	○	○	○		
	④ 埼玉郡市人権教育・啓発ビデオライブラリー	教育推進課	○	埼玉郡市市町がそれぞれ所有する人権教育・啓発ビデオを相互に利用し、地域住民の人権意識の高揚を図る。	○	○	○	○	○		④ 埼玉郡市人権教育・啓発ビデオライブラリー	教育推進課	○	埼玉郡市市町がそれぞれ所有する人権教育・啓発ビデオを相互に利用し、地域住民の人権意識の高揚を図る。	○	○	○	○	○		
	⑤ 人権啓発ビデオの制作	総務課 教育推進課	○	埼玉郡市人権施策推進協議会等が主催する事業をビデオで収録し、人権教育・啓発ビデオとして啓発活動や研修会で活用することを目的に作成する。	○	○	○	○	○		⑤ 人権啓発ビデオの制作	総務課 教育推進課	○	埼玉郡市人権施策推進協議会等が主催する事業をビデオで収録し、人権教育・啓発ビデオとして啓発活動や研修会で活用することを目的に作成する。	○	○	○	○	○		
	⑥ インターネット差別書込みモニタリング事業及びインターネット情報収集事業	総務課 教育推進課	○	インターネット掲示板等への差別書き込みに対して、それらの差別情報がなくなるよう、埼玉郡市市町が連携して情報を収集するとともに、必要な対応に努める。	○	○	○	○	○		⑥ インターネット差別書込みモニタリング事業	総務課 教育推進課	○	インターネット掲示板等への差別書き込みに対して、それらの差別情報がなくなるよう、埼玉郡市市町が連携して情報を収集するとともに、必要な対応に努める。	○	○	○	○	○		
	⑦ えせ同和行為対策	総務課 教育推進課	○	えせ同和行為に対して埼玉郡市市町への情報提供及び情報の共有化を図る。	○	○	○	○	○		⑦ えせ同和行為対策	総務課 教育推進課	○	えせ同和行為に対して埼玉郡市市町への情報提供及び情報の共有化を図る。	○	○	○	○	○		
	⑧ 埼玉人権啓発人材バンク	総務課 教育推進課	○	埼玉郡市市町及び埼玉郡市人権施策推進協議会が把握する人権啓発に係る人材を人材バンクとして登録し、埼玉郡市市町での研修会等で利用することを目的とする。	○	○	○	○	○		⑧ 埼玉人権啓発人材バンク	総務課 教育推進課	○	埼玉郡市市町及び埼玉郡市人権施策推進協議会が把握する人権啓発に係る人材を人材バンクとして登録し、埼玉郡市市町での研修会等で利用することを目的とする。	○	○	○	○	○		
	⑨ 埼玉えせ同和行為対策強化月間	総務課 教育推進課	○	毎年4月に埼玉郡市市町が連携して、えせ同和行為に関する注意喚起を行う。 ・ 広報紙やホームページの活用 ・ 学校や企業などに啓発	○	○	○	○	○		⑨ 埼玉えせ同和行為対策強化月間	総務課 教育推進課	○	毎年4月に埼玉郡市市町が連携して、えせ同和行為に関する注意喚起を行う。 ・ 広報紙やホームページの活用 ・ 学校や企業などに啓発	○	○	○	○	○		

宮代町人権施策実施計画 新旧対照表

改定案										現行											
項目	事業名	担当課	埼玉共同	事業内容	実施年度					備考	項目	事業名	担当課	埼玉共同	事業内容	実施年度					備考
					令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度							平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
	⑩ 埼玉人権を考える月間	総務課 教育推進課	○	毎年10月を埼玉人権を考える月間として定め、啓発活動を実施する。 ・広報紙やホームページの活用 ・学校や企業などに啓発	○	○	○	○	○		⑩ 埼玉人権を考える月間	総務課 教育推進課	○	毎年10月を埼玉人権を考える月間として定め、啓発活動を実施する。 ・広報紙やホームページの活用 ・学校や企業などに啓発	○	○	○	○	○		
	⑪ 埼玉郡市人権施策推進協議会	総務課 教育推進課	○	部落差別をはじめとする様々な人権問題解決のための研究及び相互の密なる連絡強調により、部落差別をはじめ様々な人権問題の早期解決に寄与することを目的とする。	○	○	○	○	○		⑪ 埼玉郡市人権施策推進協議会	総務課 教育推進課	○	同和問題をはじめとする様々な人権問題解決のための研究及び相互の密なる連絡強調により、同和問題をはじめ様々な人権問題の早期解決に寄与することを目的とする。	○	○	○	○	○		
	⑫ 人権施策推進会議・埼玉地区連絡会議	総務課 教育推進課	○	埼玉郡市市町における人権施策推進会議相互の緊密な連携・協力を確保し、「人権施策推進指針」に係る施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的とする。	○	○	○	○	○		⑫ 人権施策推進会議・埼玉地区連絡会議	総務課 教育推進課	○	埼玉郡市市町における人権施策推進会議相互の緊密な連携・協力を確保し、「人権施策推進指針」に係る施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的とする。	○	○	○	○	○		
	⑬ 埼玉人権施策推進事務研究会	総務課 教育推進課	○	埼玉郡市市町の人権施策担当(行政・教育)職員相互の密接なる連携により人権施策の円滑な推進を図り、部落差別をはじめとする様々な人権問題の解決に寄与することを目的とする。	○	○	○	○	○		⑬ 埼玉人権施策推進事務研究会	総務課 教育推進課	○	埼玉郡市市町の人権施策担当(行政・教育)職員相互の密接なる連携により人権施策の円滑な推進を図り、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に寄与することを目的とする。	○	○	○	○	○		
	⑭ 本人通知制度周知・啓発事業	住民課 総務課 教育推進課	○	「本人通知制度」をより多くの町民に理解していただき、登録者数の増加を図り、戸籍謄本等の不正取得の防止に資することを目的とする。	○	○	○	○	○		⑭ 本人通知制度周知・啓発事業	住民課 総務課 教育推進課	○	「本人通知制度」をより多くの町民に理解していただき、登録者数の増加を図り、戸籍謄本等の不正取得の防止に資することを目的とする。	○	○	○	○	○		
	⑮ 本人通知制度の法制化へ向けた取組	住民課(各戸籍事務協議会)	○	戸籍等の第三者取得に際し、取得対象者への「通知」に係る制度を法制化することにより、戸籍謄本等の不正取得防止の強化を図り、不当な身元調査など、人権侵害事象の撲滅を目的とする。	○	○	○	○	○		⑮ 本人通知制度の法制化へ向けた取組	住民課(各戸籍事務協議会)	○	戸籍等の第三者取得に際し、取得対象者への「通知」に係る制度を法制化することにより、戸籍謄本等の不正取得防止の強化を図り、不当な身元調査など、人権侵害事象の撲滅を目的とする。	○	○	○	○	○		
	⑯ 人権に関する意識調査	総務課 教育推進課	○	埼玉郡市市町の人権に関する住民の意識の現状を把握し、今後の人権行政に必要な基礎資料を取得することを目的とする。	○	○	○	○	○		⑯ 人権に関する意識調査	総務課 教育推進課	○	埼玉郡市市町の人権に関する住民の意識の現状を把握し、今後の人権行政に必要な基礎資料を取得することを目的とする。	○	○	○	○	○		

宮代町人権施策実施計画 新旧対照表

改定案										現行											
項目	事業名	担当課	埼玉 共同	事業内容	実施年度					備考	項目	事業名	担当課	埼玉 共同	事業内容	実施年度					備考
					令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度							平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
	⑰ 公正採用選考啓発事業	総務課 教育推進課	○	就職の機会均等を確保するために、応募者の基本的な人権を尊重した公正な採用選考を実施するよう事業主への理解を図り、差別のない公正な採用選考の確立を図っていくことを目的とする。	○	○	○	○	○		⑰ 公正採用選考啓発事業	総務課 教育推進課	○	就職の機会均等を確保するために、応募者の基本的な人権を尊重した公正な採用選考を実施するよう事業主への理解を図り、差別のない公正な採用選考の確立を図っていくことを目的とする。	○	○	○	○	○		
	⑱ 部落差別解消法及び埼玉県部落差別解消推進条例周知・啓発事業	総務課 教育推進課	○	各種事業やホームページ等を活用して部落差別解消法及び埼玉県部落差別解消推進条例の周知を図ることにより、現在もなお部落差別が存在することや部落差別は許されないものであるという認識を広めることを目的とする。	○	○	○	○	○		⑱ 部落差別解消法 周知・啓発事業	総務課 教育推進課	○	各種事業やホームページ等を活用して部落差別解消法の周知を図ることにより、現在もなお部落差別が存在することや部落差別は許されないものであるという認識を広めることを目的とする。	○	○	○	○	○		
	⑲ 不動産事業に対する人権啓発事業	総務課	○	宅地建物取引業者の社会的責務に対する意識向上を目的とした啓発活動を行う。	◎	○	○	○	○				—		—	—	—	—	—		
(2) 研修事業	① 校内人権教育研修会の開催	教育推進課	○	教職員の人権に対する正しい理解と認識を深め、学校における人権教育の充実を図る。	○	○	○	○	○		(2) 研修事業	① 校内人権教育研修会の開催	教育推進課	○	教職員の人権に対する正しい理解と認識を深め、学校における人権教育の充実を図る。	○	○	○	○	○	
	② 広域的な人権問題研修会等への参加	教育推進課	○	教職員の人権に対する正しい理解と認識を深めるため、各種研修会への参加を図る。	○	○	○	○	○		② 広域的な同和問題研修会等への参加	教育推進課	○	教職員の人権に対する正しい理解と認識を深めるため、各種研修会への参加を図る。	○	○	○	○	○		
	③ 埼玉郡市人権施策推進協議会実務研修会	総務課 教育推進課	○	部落差別をはじめとする様々な人権問題を解決するため、指導者としての資質の向上を図る。	○	○	○	○	○	隔年開催	③ 埼玉郡市人権施策推進協議会実務研修会	総務課 教育推進課	○	同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決するため、指導者としての資質の向上を図る。	○	○	○	○	○	隔年開催	
	④ 埼玉郡市人権施策推進協議会人権初級者研修会	総務課 教育推進課	○	部落差別をはじめとする様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、埼玉郡市市町職員の資質の向上を図り、人権行政の推進に寄与する。	○	○	○	○	○		④ 埼玉郡市人権施策推進協議会人権初級者研修会	総務課 教育推進課	○	同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、埼玉郡市市町職員の資質の向上を図り、人権行政の推進に寄与する。	○	○	○	○	○		
	⑤ 埼玉郡市人権施策推進事務担当者現地研修会	総務課 教育推進課	○	埼玉郡市市町の人権施策担当者(行政・教育)の職員一人ひとりが、部落差別に対する正しい理解と認識を深められるよう、「差別の現実から学ぶ」研修を実施する。	○	○	○	○	○		⑤ 埼玉郡市人権施策推進事務担当者現地研修会	総務課 教育推進課	○	埼玉郡市市町の人権施策担当者(行政・教育)の職員一人ひとりが、同和問題に対する正しい理解と認識を深められるよう、「差別の現実から学ぶ」研修を実施する。	○	○	○	○	○		
	⑥ 埼玉郡市教職員合同現地研修会	総務課 教育推進課	○	教職員一人ひとりが部落差別に対する正しい理解と認識を深められるよう、「差別の現実から学ぶ」研修を実施する。	○	○	○	○	○		⑥ 埼玉郡市教職員合同現地研修会	総務課 教育推進課	○	教職員一人ひとりが同和問題をはじめとする様々な人権問題の正しい理解と認識を深められるよう、「差別の現実から学ぶ」研修を実施する。	○	○	○	○	○		

宮代町人権施策実施計画 新旧対照表

改定案										現行											
項目	事業名	担当課	埼玉共同	事業内容	実施年度					備考	項目	事業名	担当課	埼玉共同	事業内容	実施年度					備考
					令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度							平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
	⑦ 埼玉地区人権教育指導者研修会	教育推進課	○	人権教育指導者の資質の向上を図り、各市町における人権教育の一層の推進に資する。	○	○	○	○	○		⑦ 埼玉地区人権教育指導者研修会	教育推進課	○	人権教育指導者の資質の向上を図り、各市町における人権教育の一層の推進に資する。	○	○	○	○	○		
	⑧ 新規採用職員研修会	総務課 教育推進課	○	新規採用職員研修において、 <u>部落差別</u> をはじめとする様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、公務員としての基礎的な知識及び資質の向上を図る。(埼玉郡市市町が連携して内容を精査する。)	○	○	○	○	○		⑧ 新規採用職員研修会	総務課 教育推進課	○	新規採用職員研修において、 <u>部落差別</u> をはじめとする様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、公務員としての基礎的な知識及び資質の向上を図る。(埼玉郡市市町が連携して内容を精査する。)	○	○	○	○	○		
自立支援・交流 促進事業	① 人権・法律相談の開催	総務課	○	住民の人権に関わる事項の相談や法律相談、人権意識の普及高揚を図るための啓発活動を行う。	○	○	○	○	○		① 人権・法律相談の開催	総務課	○	住民の人権に関わる事項の相談や法律相談、人権意識の普及高揚を図るための啓発活動を行う。	○	○	○	○	○		
	② 埼玉人権を考えるつどい	総務課 教育推進課	○	埼玉郡市市町の地域における人権問題に取り組む様々な団体が主体となり、 <u>部落差別</u> をはじめとする様々な人権問題の早期解決にむけて、地域住民の相互の交流を図るとともに、人権意識の高揚と正しい理解を啓発することを目指し開催する。	○ 越谷市	○ 中部	○ 北部	○ 南部	○ 中部		② 埼玉人権を考えるつどい	総務課 教育推進課	○	埼玉郡市市町の地域における人権問題に取り組む様々な団体が主体となり、 <u>同和問題</u> をはじめとする様々な人権問題の早期解決にむけて、地域住民の相互の交流を図るとともに、人権意識の高揚と正しい理解を啓発することを目指し開催する。	○ 春日部市	○ 北部	○ 南部	○ 中部	○ 北部		
<p>【用語等の説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉共同欄 …埼玉郡市12市町(三郷市、八潮市、越谷市、吉川市、春日部市、杉戸町、宮代町、松伏町、久喜市、幸手市、蓮田市、白岡市)が共同して取り組む事業を○印で表します。 ・実施年度欄 …実施を予定している年度を〔○：継続 ◎：新規〕表します。 ・南部 …埼玉郡市12市町のうち、三郷市、八潮市、越谷市、吉川市の4市町 ・中部 …埼玉郡市12市町のうち、春日部市、杉戸町、宮代町、松伏町の4市町 ・北部 …埼玉郡市12市町のうち、久喜市、幸手市、蓮田市、白岡市の4市町 										<p>【用語等の説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉共同欄 …埼玉郡市12市町(三郷市、八潮市、越谷市、吉川市、春日部市、杉戸町、宮代町、松伏町、久喜市、幸手市、蓮田市、白岡市)が共同して取り組む事業を○印で表します。 ・実施年度欄 …実施を予定している年度を〔○：継続 ◎：新規〕表します。 ・南部 …埼玉郡市12市町のうち、三郷市、八潮市、越谷市、吉川市の4市町 ・中部 …埼玉郡市12市町のうち、春日部市、杉戸町、宮代町、松伏町の4市町 ・北部 …埼玉郡市12市町のうち、久喜市、幸手市、蓮田市、白岡市の4市町 											